

改正 平成7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市国民健康保険条例施行規則（昭和34年八王子市規則第3号）第2条第3項の規定により、八王子市国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減免及び徴収猶予の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第2条 市長は、一部負担金の支払い又は納付の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が次の各号のいずれかに該当したことにより、一時的に、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により6か月以内の期間を限って一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において、当該世帯主が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払いに代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免)

第3条 市長は、世帯主が前条各号のいずれかに該当し、その者の利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請により3か月以内の期間を限ってその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払い、若しくは納付を免除することができる。

(一部負担金減免割合の算定)

第4条 一部負担金の減免割合は、減免の対象となる一部負担金額の2割、5割、8割、10割とし、当該世帯の実収月額と当該世帯の基準生活費及び一部負担金所要額とから、次の算式により行う。

なお、基準生活費は、生活保護法に規定する基準生活費の1.15倍の額とし、下記算式により生じた端数は切り上げる。

- 実収月額－基準生活費＝医療費充当額
- 一部負担金所要額－医療費充当額＝一部負担金の減免額
- 一部負担金の減免額÷一部負担金所要額＝一部負担金減免割合

2 前項の規定にかかわらず、医療費充当額が高額療養費支給基準額を上回る場合は、高額療養費貸付金で処理するものとする。

(申請)

第5条 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、第1号様式（様式略）による申請書を提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

第6条 市長は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、第2号様式（様式略）による証明書を申請者に交付し、法第52条第3項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとする。

(徴収猶予及び減免の取消し)

第7条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當である

と認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、偽りの申請その他不正の行為による一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免の決定を取り消すものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、市長は直ちに減免の決定を取り消した旨及び取り消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取り消しの日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を市長に返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年4月診療分から適用する。

平成7年4月1日一部改正

※基準生活費とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条に規定する厚生大臣の定める基準、生活基準表A（第1表）、同B（第2表）、教育基準表（第3表）及び住宅扶助基準（第4表）等により算定した額の合計額の1.15倍をいう。ただし、入院患者については、生活基準表A（第1表）、同B（第2表）の適用はしないものとし、これにかえて入院患者生活基準（第5表）によるものとする。